

## 次世代育成支援対策への取組

### ■一般事業主行動計画の公表について

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、日本老人福祉財団において職員が仕事と子育てを両立でき、働きやすい環境となるよう「一般事業主行動計画」を策定しましたので、紹介します。

#### 1. 計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

#### 2. 内容

【目標1】: 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を90%以上にする。

##### <対策>

○育児休業制度や運用について、管理職へ研修を実施し、また社内報、説明会を実施し職員へ育児休業制度の周知徹底を図る。妊娠中や産後の女性従業員の健康の確保について、制度の周知や情報提供、相談体制の整備を実施し、支援する。

【目標2】: 年次有給休暇取得率を令和元年度各施設別における実績から、令和5年3月までに30%向上させる。

##### <対策>

○有給休暇取得状況を集計し、周知する。事務管理課長を中心に取得推進を図る。

○月1日および連続取得を推奨する。社内報や説明会によって周知を図る。

【目標3】: 所定外労働時間を令和元年度各施設別における実績から、令和5年3月までに20%縮減させる。

##### <対策>

○IT 技術等を活用して働き方改革を推進する。

○ノー残業デーの開始、管理職への研修会の実施、社内報による職員への周知徹底を図る。